

人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

第 19 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 21 年 11 月 30 日 (月) 16:00~18:00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用 1214 特別会議室

3 出席者

(委員) 阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、岩崎専門委員、橋本専門委員
(審議協力者) 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
(事務局) 内閣府統計委員会担当室、総務省政策統括官室
(調査実施者) 厚生労働省

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 結果概要

(1) 前回部会で検討が必要とされた事項に関する審議

前回部会で検討が必要とされた事項について、厚生労働省から検討結果が説明された後、審議が行われた。

ア 「同居していない者の人数の追加」(世帯票)

前回部会では、「同居していない」と「別居している」との概念の違いについて、整理が必要とされた。

この点に関し、厚生労働省から、①「同居していない」と「別居している」とは、基本的に同じ概念であること、②本問は、別居している者のうち、単身赴任等の特定の事情で世帯を離れている者をとらえるものであることから、報告者にとって分かりやすいよう、「同居していない」から「現在は世帯を離れている」に表現を変更することが提案され、適当とされた。

また、前回部会では、「同居していない者」について、人数のみで有用な分析ができるのか疑義が示されたが、この点に関しては、家計支出額等とクロス集計することで、一定の有用な情報は得られるとの意見が委員から出されたため、「同居していない(現在は世帯を離れている)者の人数の追加」は、適当とされた。

なお、「同居していない(現在は世帯を離れている)者の人数」の有用性を高めるため、将来的には、補問の追加も検討すべきである旨、委員から意見が出された。

イ 「子宮がん及び乳がんの過去 2 年間の受診実績の追加」(健康票)

前回部会では、「子宮がん及び乳がんの過去 2 年間の受診実績」の把握の必要性は認められたものの、調査票の設計上、同実績を問う補問 13-1 の回答対象者が明らかでなく、回答すべき者が回答しないおそれがあるとの指摘がされた。

この点に関し、厚生労働省から、回答対象者を明確にするための改正案が提案され、適当とされた。

(2) 前回部会で審議できなかった論点に関する審議

平成 22 年国民生活基礎調査の計画に関する論点のうち、前回部会で審議できなかった点について、審議が行われた。

ア 「集計事項の変更」

平成 22 年国民生活基礎調査から追加又は削除することとしている集計事項については、特段異論なく、おおむね適当とされた。

イ 「報告者の協力確保」

平成 19 年国民生活基礎調査に係る統計審議会の答申（以下「審議会答申」という。）で今後の課題とされた「報告者の協力確保」については、所得票の自計化や報告者に対する文書による事前周知などの措置を厚生労働省が採ることとしており、おおむね適当とされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

- 報告者は、かたり調査でないか疑念を持ち、調査実施者を確認したがることが多い。報告者が調査実施者を容易に確認できるよう、Webサイトを設けるなどの措置を採るべき。
⇒ 調査の協力依頼文書には、厚生労働省と明記するとともに、保健所名、福祉事務所名などを記載し、連絡が取れるようにしているほか、Webサイトにも協力依頼の情報を載せるといった措置を講じている。
- 調査票回収率には、報告者の属性や地域による偏りがあるのではないかと。
⇒ 偏りは見られる。過去に、住民基本台帳の情報や近隣住民からの聞き取り情報を用いることにより、回収率の偏りに応じた調査結果の補正ができないか試みたが、芳しい結果が得られなかった。
- 国勢調査では、補足的に住民基本台帳の情報を活用することとしているが、国民生活基礎調査では、利用できないのか。
⇒ 国勢調査と異なり、国民生活基礎調査では、住民基本台帳を管理している市区町村のほとんどが調査事務に直接携わっていないため、住民基本台帳の利用が難しいという事情がある。
- マンションの管理人に保健所職員から協力依頼を行うこととしているが、マンションの管理会社にも依頼を行うとより効果があるのではないかと。
⇒ マンション管理会社が組織する業界団体には、公文で協力依頼を行っているが、国民生活基礎調査は、抽出調査であり、結果的に調査対象とならず、依頼が空振りに終わることが多いという問題がある。
- 健康票における振り仮名の削除を、「報告者の協力確保」の方策として挙げているのはなぜか。
⇒ 健康票における振り仮名は、児童も自計による報告者となることを踏まえて付記してきたものだが、児童については、保護者に相談したり、保護者が代理で記入することが多いと考えられる一方、高齢者にとっては、かえって読みづらくなるとの声が多く聞かれたことから、削除することとした。
- 調査の実施に当たり、①報告者に対する事前周知用の文書を引き続き作成できないか。

また、同文書には、調査員の氏名記入欄を設けるとともに、後続調査についての記述を目立つようにできないか。②ポスターについては、マンションの掲示版への掲示等が望まれるため、現状より小さい形のものにして、配布部数を増やせないか。③所得票において、社会保険料の項目が分かりにくく、報告者本人から聞き取っても総額と内訳が一致しないなど、記入しづらいとの声が寄せられるため、工夫できないか。④国勢調査の動向も踏まえ、密封回収や郵送回収も要検討。

⇒ ①については、対応を検討したい。②については、広報経費の抑制が求められているため、対応は困難。③については、自計化に当たり工夫したところ。④のうち、所得票の密封回収については、健康票における実績などを踏まえた場合、集計不能調査票の増加が予想されるため、報告者が強く希望する場合以外は可能な限り避けたいと考えている。また、郵送回収については、簡易調査の際に試行してみることはあり得る。

○ 所得票の密封回収は、説得をしてもなお報告者が強く希望する場合に認めるとしているが、実際には、調査員によって対応が異なり、地域差が生じるのではないか。密封回収を認める場合の基準をもう少し明確にすべきではないか。

○ 報告者への対応の仕方は、地域の調査環境、調査員の資質や経験にも左右されるため、ある程度は現場の裁量に委ねることも必要。

なお、安易な密封回収の容認は、集計不能調査票の増加を招くため、密封回収をできるだけ避けるという厚生労働省の判断は正しいと考える。

○ 現場の実態としては、密封回収を希望する報告者を説得することは難しい。

○ 密封回収を希望する報告者に対し説得を行うことはトラブルの基であるため、実際には困難である。なお、平成 22 年の調査では、自計化という対策が採られているため、とりあえずは、その効果を見守ることが必要と考えている。

○ 報告者の協力確保については、基本計画の推進のための取組の一環として、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」が開催され、対応策を検討しているところであり、その結果も参考にしたいと考えている。

○ 調査結果がどのように使われており、調査をすることでどのようなメリットがあるかを調査員が報告者に説明できるようにすることが必要。

最近行われた事業仕分けでは、調査票回収率の低下を理由に、統計調査を不要とするかのような意見も見られたが、統計調査の結果は、基本計画でも言われているように、Evidence-based Policy Making のための基礎情報であるということを、政界を始め国民に理解してもらわなければならない。

ウ 「心の状態に関する調査事項（K 6）の集計方法」

審議会答申で、「例えば、K 6 の点数を合計した結果表の作成に向けて、その方法などについて検討する必要がある」とされた健康票における K 6 の集計方法については、厚生労働省から、現在研究中であり点数化を見送ったとの説明がされた一方で、平成 22 年の調査から点数化した結果表を作成すべきとの意見が委員から出されたため、次回部会までに調整することとされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

- K6は、社会調査で心の状態を把握する手段としては、最も優れていると考えられている。K6の点数化が時期尚早とされるのは、カットオフポイント（心の状態に何らかの問題があるか否かを分ける点）が確定していないことや開発国のアメリカでも政府統計報告書で点数化がされていないことなどによるものと推測するが、点数化したK6の精度について、専門家の間で異論は見られず、K6の点数化に技術的な支障は存在しない。

また、点数化したK6を回答者の属性や地域別に分析すれば、昨今増加している自殺への対策の策定や同対策の効果の検証に非常に有用な情報が得られると考えるため、平成22年の調査から、K6を点数化した結果表の作成を行うべきである。

- ⇒ K6の適切な集計方法については、現在研究中であり結論を得ていないため、平成22年調査において、K6を点数化した結果表の作成を見送るとしたが、御意見を踏まえ、政策部局とも相談の上、再度検討したい。

エ 「母集団推定の方法」

前回答申で今後の課題とされた「母集団推定の方法」については、現行の方法でおおむね適当とされた。

質疑応答の概要は、以下のとおり。

- 問題視されている非標本誤差を縮小できるような母集団推定の方法について、すぐに採用できるようなものは、現時点では見当たらない。当面は、現行の母集団推定の方法を維持しつつ、研究を続けるしかないと考える。
- 標本誤差に関する公開情報を充実させるべきである。
- 国民生活基礎調査は、集落抽出という特徴的な標本設計をしている。誤差の問題と標本設計の問題は密接不可分であるため、標本設計に関する公開情報を充実してもらいたい。
- 貧困率について、国民生活基礎調査の結果と他の基幹統計調査の結果とでかい離が出ているが、その原因の一つとして、密封回収か否かといった調査方法の違いも考え得るのではないか。
- ⇒ 貧困率について、国民生活基礎調査の結果と全国消費実態調査の結果とでは差異が生じているが、標本設計の相違による部分もあり、現時点では、いずれが正しいとも言いかねる。

オ その他

上記の論点のほか、平成22年国民生活基礎調査で予定している調査事項の削除等については、特段異論なく、適当とされた。

6 次回予定

次回部会は、12月21日（月）13時から、総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、答申案について、審議することとされた。